

福井市上下水道局建設工事指名競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、福井市上下水道局会計規程（令和2年福井市公営企業規程第29号）第93条において準用する福井市財務会計規則（昭和39年福井市規則第11号。以下「財務会計規則」という。）に規定するもののほか、本市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）の契約について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の12第1項の規定による入札に参加させようとする者を指名して行う入札（以下「指名競争入札」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象案件)

第2条 指名競争入札の対象となる建設工事は、原則として、設計金額（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。以下同じ。）が130万円を超え、かつ1,000万円未満であるものとする。

2 前項に規定するもののほか、災害復旧事業に係る建設工事において、次の各号を全て満たすときは、指名競争入札の対象とすることができる。

- (1) 設計金額が130万円を超え、かつ3,000万円未満であること。
- (2) 建設工事の種類が土木一式工事であること。
- (3) 案件の性質を鑑み、特に指名競争入札の対象とする必要があると認められること。

(入札方法)

第3条 指名競争入札は、原則として、福井市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）によるものとする。

(指名通知の方法及び内容)

第4条 令第167条の12第2項の規定による通知（以下「指名通知」という。）は、原則として、電子入札システムにより行うものとする。

2 財務会計規則第106条により準用される同規則第90条第3項各号に掲げる事項その他入札執行に必要な事項については、前項に規定する指名通知に記載することにより、当該入札に参加させようとする者（以下「指名業者」という。）に通知する。

(入札執行に係る事項)

第5条 指名競争入札の執行において、次の各号に掲げる事項については、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 財務会計規則第106条により準用する同規則第89条及び第93条第3号の規定により、入札保証金を免除することができる。
- (2) 財務会計規則第112条に規定する契約保証金を納入しなければならない。ただし、同規則第112条の2により契約保証金に代わる担保を提供した場合、又は同規則第113条第1項各号のいずれかに該当し、契約権者により契約保証金の全部を免除された場合を除く。
- (3) 財務会計規則第100条各号のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。
 - ア 電子入札システムの使用において、福井市上下水道局電子入札運用基準その他の規定に違反している者が行った入札
 - イ 次条第2項の規定による設計図書等の閲覧をしなかった者又は入札執行者が閲覧したことを確認することができなかった者が行った入札
 - ウ 第9条第1項に規定する内訳書の提出を行わなかった者又は提出された内訳書が同条第2項各号に掲げる要件を満たしていると認められない者が行った入札

エ その他入札に参加するのにふさわしくないと認められる者が行った入札

(設計図書等の閲覧等)

- 第6条 入札執行者は、指名通知の日から入札書の受付期間が終了するまで、当該指名競争入札に係る建設工事の設計図書及び設計図面の全部の写し又は仕様書（以下「設計図書等」という。）を、入札情報サービスシステムを利用して、指名業者の閲覧に供するものとする。
- 2 指名業者のうち、当該指名競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、前項に規定する閲覧の期間中に、原則として、入札情報サービスシステムを利用して設計図書等を閲覧しなければならない。
 - 3 設計図書等を閲覧した指名業者は、入札執行者に対し、原則として、第1項に規定する設計図書等の閲覧を開始した日の翌日から入札書の受付期間が開始する日の前日（福井市の休日定める条例（平成元年福井市条例第48号）第1条に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）までの日の間に限り、当該設計図書等の内容に関し質問をすることができる。
 - 4 前項の質問は、入札執行者に対し、質問事項を記載した書面を提出することにより行わなければならない。
 - 5 入札執行者は、前2項の規定による質問があったときは、速やかに、当該質問を行った者に対し、書面により回答するとともに、当該質問及び回答の内容について、入札情報サービスシステムを利用して指名業者の閲覧に供するものとする。
 - 6 前項の閲覧は、入札書の受付期間が終了するまで行うものとする。

(入札の辞退)

- 第7条 指名業者は、入札書を提出するまでの間は、入札を辞退することができる。
- 2 指名業者が、次条に規定する入札期間内に入札書を提出しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。
 - 3 前2項の規定により入札を辞退した者は、入札を辞退したことのみを理由として、以後の入札等について不利益な取扱いを受けないものとする。

(入札書の受付)

- 第8条 入札書の受付期間は、原則として、開札日の前々日及び前日の2日間（休日を除く。）とし、それぞれの日の受付時間は、前々日にあつては午前8時30分から午後5時まで、前日にあつては午前8時30分から午後4時までとする。

(内訳書の提出)

- 第9条 入札執行者は、入札参加者に対し、指定した日時及び方法により、内訳書の提出を求めるものとする。
- 2 入札参加者が提出しなければならない内訳書は、次に掲げる要件を満たすものとする。
 - (1) 入札参加者が当該入札において提出する入札書の金額と一致するものであること。
 - (2) 入札執行者が閲覧に供する設計図書に記載する工事区分・工種・種別と同一の工事区分・工種・種別を明らかにした内訳により見積もったものであること。
 - (3) 内訳明細表及び代価表が添付されていること（入札執行者から特に指示があった場合に限る。）。
 - 3 前2項に規定するもののほか、内訳書に関し必要な事項は、別に定める。

(開札の方法)

- 第10条 入札執行者は、通知した開札日時及び開札場所において、当該入札の開札を行うものとする。
- 2 入札執行者は、開札の直前に予定価格及び最低制限価格を設定するものとする。

(落札者の決定)

- 第11条 入札執行者は、開札を行ったときは、予定価格の制限の範囲内かつ最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者と決定するものとする。
- 2 前項の場合において、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、電子くじ引きを実施して落札者を決定するものとする。
- 3 入札執行者は、落札者を決定したときは、落札を確認した上で、電子入札システム上で署名をし、落札決定通知書により指名業者に通知するものとする。
- 4 落札者の決定は、前項の規定による通知が当該落札者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、その効力を生ずるものとする。

(入札の取りやめ)

- 第12条 入札執行者は、不正な行為等が発覚した場合又はその他やむをえない事由が生じた場合は、入札を取りやめることができるものとし、その場合は市のホームページに掲載する方法により周知するものとする。加えて、指名業者に対し入札の取りやめの通知をするものとする。
- 2 前項の規定により、入札の取りやめによって損害が生じた場合は、市は一切の賠償の責を負わない。

(入札結果の公表)

- 第13条 入札執行者は、落札者を決定したときは、速やかに、入札結果について、入札情報サービスシステムを利用して一般の閲覧に供するものとする。
- 2 前項の規定により閲覧に供する入札結果には、落札者及び落札決定の日を表示するものとする。
- 3 前項に規定するもののほか、入札を無効又は失格とされた者がいるときは、入札を無効又は失格としたこと及びその理由を表示するものとする。

(その他)

- 第14条 この要領に定めのない事項については、上下水道事業管理者が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。